

令和2年4月7日

当ウェブサイトをご覧のみなさま

令和2年4月7日付にて政府より緊急事態宣言が発令されたことに伴い、当事務所では、一部業務を除き、発令期間中の営業を停止させていただくことと致しました。営業を再開するまでの間、お電話やメールでのお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

なお、営業再開は、5月7日頃を予定しております。

皆様にはご不便をお掛け致しますが、何卒、ご了承ください。

以 上

弁護士法人日本橋さくら法律事務所  
代表社員 弁護士 上 野 晃